

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年5月29日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等 <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	奈良市
4. 届出番号	4
5. 独自利用事務の事例番号	54-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/6/7200.html

執行機関名 奈良市長

地方公共団体が改良住宅に類して設置する住宅等の管理に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)による改良住宅等(住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の適用を受けるものを除く。次表において同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	35	
③ 番号法別表第2の項	54	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		奈良市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年奈良市条例第42号) 別表第1 第4項 奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)による改良住宅等(住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)の適用を受けるものを除く。次表において同じ。)の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)第一条	奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号)第1条及び第5条第1項において準用する奈良市当住宅条例第(昭和61年奈良市条例第14号)2条第1号及び第6条第1項第3号
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、不良住宅が密集する地区の改良事業に関し、事業計画、改良地区の整備、改良住宅の建設その他必要な事項について規定することにより、当該地区の環境の整備改善を図り、健康で文化的な生活を営むに足る住宅の集団的建設を促進し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第1条 本市の改良住宅、改良住宅店舗作業場、店舗付改良住宅、小集落改良住宅及び小規模改良住宅(以下「改良住宅等」という。)並びに地区施設の設置及び管理については、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「法」という。)、住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」(平成9年4月1日建設省住整発第46号)及び「改良住宅等管理要領」(昭和54年5月11日建設省住整発第6号)に規定するもののほか、この条例の定めるところによる。 第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市当住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号。以下「市当住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市当住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市当住宅条例第4条から第25条まで、第26条(第2項を除く。)、第27条、第28条、第31条、第32条第1項、第33条、第38条から第38条の5まで、第48条、第49条及び第51条の規定(改良住宅店舗作業場の管理については、市当住宅条例第17条(次条に規定する場合を除く。))、第18条、第22条、第23条、第26条(第2項を除く。)、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定を除く。)を準用する。 奈良市当住宅条例 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市当住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設をいう。 第6条 市当住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。 (3) 現に住宅に困窮していることが明らかなる者であること。
⑦ 独自利用事務の関連規範		奈良市当住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号) 奈良市当住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号) 奈良市改良住宅条例(昭和47年奈良市条例第46号) 奈良市改良住宅条例施行規則(昭和47年奈良市規則第64号)